

補正情報

2025年3月12日

宅建業法の改正に伴い、肢別過去問集／宅建業法について下記7箇所の加除修正を行います。お手数をお掛けいたしますが、よろしく願いいたします。なお、問題の正誤や出題の趣旨の変更はないため、肢別過去問演習講座の再収録は行いませんので、ご了承ください。

記

肢別過去問集 宅建業法 P20 第4節 免許取得後の手続き（変更の届出） 問5 問題文

- 5 宅地建物取引業者A社（甲県知事免許）の専任の宅地建物取引士がBからCに交代した場合、A社は2週間以内に甲県知事に対して、**宅地建物取引業者名簿の変更の届出**を行わなければならない。（04-33③改題）

→ マーカー部分を削除して下さい

肢別過去問集 宅建業法 P21 第4節 免許取得後の手続き（変更の届出） 問6 解説

- 6 × 指示処分や業務停止処分の内容と年月日は、宅地建物取引業者名簿の登載事項だが、**これらの処分を受けても、宅建業者が免許権者に対して変更の届出を行う必要はない。**なお、免許権者ではない都道府県知事が宅建業者に対して指示処分または業務停止処分を行ったときは、当該都道府県知事は遅滞なくその旨を免許権者に報告（免許権者が国土交通大臣の場合）または通知（免許権者が都道府県知事の場合）しなければならず、これに基づいて、免許権者は処分の内容と年月日を宅地建物取引業者名簿に登載する。それゆえ、処分を受けた宅建業者が自ら処分を受けた旨を免許権者に届け出る必要がないのである。→ マーカー部分を全て削除して下さい

肢別過去問集 宅建業法 P28 第2節 事務所に対する規制 問6 問題文

- 6 宅地建物取引業者がその事務所ごとに備える従業者名簿には、従業者の氏名、**生年月日**、当該事務所の従業者となった年月日及び当該事務所の従業者でなくなった年月日を記載することで足りる。（09-43②）

↓
マーカー部分を削除して下さい

肢別過去問集 宅建業法 P29 第2節 事務所に対する規制

問6 解説

- 6 × 従業者名簿には、従業者の氏名、**従業者証明書の番号**、**生年月日**、主たる職務内容、**宅地建物取引士であるか否かの別**、当該事務所の従業者となった年月日、当該事務所の従業者でなくなったときはその年月日を記載しなければならない。したがって、従業者証明書の番号、宅地建物取引士であるか否かの別の記載が必要である。 **マーカー部分を削除して下さい**

肢別過去問集 宅建業法 P70 第3節 登録（変更の登録）

問6 問題文

- 6 宅地建物取引業者A社（甲県知事免許）の宅地建物取引士は、専任の宅地建物取引士であるBのみである。この場合において、A社が有限会社から株式会社に組織変更を行った場合、A社は甲県知事に対して**宅地建物取引業者名簿の変更**の届出が必要であるが、Bは宅地建物取引士資格登録簿の変更の登録を申請しなくてもよい。（04-33①改題）

→マーカー部分を削除して下さい

肢別過去問集 宅建業法 P88 第3節 指定流通機構への登録

問9 問題文

、乙アパートの取引の申込みの受付に関する状況

挿入して下さい

- 9 宅地建物取引業者Aは、Cが所有する乙アパートの売却に係る媒介の依頼を受け、Cと専任媒介契約を締結した。このとき、Aは、乙アパートの所在、規模、形質、売買すべき価額、依頼者の氏名、都市計画法その他の法令に基づく制限で主要なものを指定流通機構に登録しなければならない。（15-28イ）

肢別過去問集 宅建業法 P89 第3節 指定流通機構への登録

問9 解説

、④取引の申込みの受付の状況

挿入して下さい

- 9 × 宅建業者が依頼者と専任媒介契約を締結したときは、一定事項を指定流通機構に登録しなければならないが、具体的な登録事項は、**①物件の所在、規模、形質、②売買すべき価額、③都市計画法その他の法令上の制限**である。したがって、Aは依頼者の氏名を指定流通機構に登録する必要はない。

以上
タキザワ宅建予備校
講師 瀧澤 宏之